



法務省民二第2904号

平成17年12月22日

法 務 局 長 殿
地 方 法 務 局 長 殿

法 務 省 民 事 局 長

不動産登記事務取扱手続準則の一部改正について（通達）

不動産登記法等の一部を改正する法律（平成17年法律第29号）及び不動産登記法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備に関する省令（平成17年法務省令第106号）の施行に伴い、平成17年2月25日付け法務省民二第456号当職通達「不動産登記事務取扱手続準則」の一部を別紙のとおり改正し、本年1月20日から実施することとしたので、この旨貴管下登記官に周知方取り計らい願います。



別紙

第2条中「不動産等の管轄登記所の指定に関する省令」を「不動産の管轄登記所等の指定に関する省令」に改める。

第35条第1項中「，登記名義人」の下に「若しくはその相続人その他の一般承継人」を加え，「当該登記名義人又はその代表者若しくは代理人」を「その者」に改め，同条第3項各号列記以外の部分及び同項第1号中「登記名義人」の下に「若しくはその相続人その他の一般承継人」を加え，同項第2号中「登記名義人」の下に「又はその一般承継人」を加え，同条第4項前段中「登記名義人」の下に「又はその相続人その他の一般承継人」を加える。

第117条中「第129条第3項」を「第157条第3項」に改める。

第141条中「第128条」を「第156条」に改める。

第142条第1項中「第129条第1項」を「第157条第1項」に改める。

第143条第1項中「第129条第2項」を「第157条第2項」に改める。

改 正 案	現 行
<p>（管轄登記所の指定）</p> <p>第2条 <u>不動産の管轄登記所等の指定に関する省令</u>（昭和50年法務省令第68号）第1条に規定する管轄登記所の指定については、一の登記所は、関係登記所と協議の上、同条第1号に掲げる場合にあっては別記第1号様式、同条第2号に掲げる場合にあっては別記第1号様式に準ずる様式、その他の場合にあっては別記第2号様式による指定請求書により、それぞれ法務局若しくは地方法務局長又は法務大臣に請求するものとする。</p>	<p>（管轄登記所の指定）</p> <p>第2条 <u>不動産等の管轄登記所の指定に関する省令</u>（昭和50年法務省令第68号）第1条に規定する管轄登記所の指定については、一の登記所は、関係登記所と協議の上、同条第1号に掲げる場合にあっては別記第1号様式、同条第2号に掲げる場合にあっては別記第1号様式に準ずる様式、その他の場合にあっては別記第2号様式による指定請求書により、それぞれ法務局若しくは地方法務局長又は法務大臣に請求するものとする。</p>
<p>（不正登記防止申出）</p> <p>第35条 不正登記防止申出は、登記名義人若しくはその相続人その他の一般承継人又はその代表者若しくは代理人（委任による代理人を除く。）が登記所に出頭してしなければならない。ただし、<u>その者が</u>登記所に出頭することができない止むを得ない事情があると認められる場合には、委任による代理人が出頭してすることがで</p>	<p>（不正登記防止申出）</p> <p>第35条 不正登記防止申出は、登記名義人又はその代表者若しくは代理人（委任による代理人を除く。）が登記所に出頭してしなければならない。ただし、<u>当該登記名義人又はその代表者若しくは代理人</u>が登記所に出頭することができない止むを得ない事情があると認められる場合には、委任による代理人が出頭してすることがで</p>

きる。

2 (略)

3 前項の申出書には、登記名義人若しくはその相続人その他の一般承継人又はその代表者若しくは代理人が記名押印するとともに、次に掲げる書面を添付するものとする。ただし、登記申請における添付書面の扱いに準じて、次に掲げる添付書面を省略することができる。

(1) 登記名義人若しくはその相続人その他の一般承継人又はその代表者若しくは代理人（委任による代理人を除く。）の印鑑証明書

(2) 登記名義人又はその一般承継人が法人であるときは、当該法人の代表者の資格を証する書面

(3) (略)

4 登記官は、不正登記防止申出があった場合には、当該申出人が申出に係る登記の登記名義人又はその相続人その他の一般承継人本人であること、当該申出人が申出をするに至った経緯及び申出が必要となった理由に対応する措置を採っていることを確認しなければならない。この場合において、本人であることの確認は、必要に応じ規則第72条第2項各号に掲げる方法により行うものとし、登記名義人の氏名若しくは名

きる。

2 (略)

3 前項の申出書には、登記名義人又はその代表者若しくは代理人が記名押印するとともに、次に掲げる書面を添付するものとする。ただし、登記申請における添付書面の扱いに準じて、次に掲げる添付書面を省略することができる。

(1) 登記名義人又はその代表者若しくは代理人（委任による代理人を除く。）の印鑑証明書

(2) 登記名義人が法人であるときは、当該法人の代表者の資格を証する書面

(3) (略)

4 登記官は、不正登記防止申出があった場合には、当該申出人が申出に係る登記の登記名義人本人であること、当該申出人が申出をするに至った経緯及び申出が必要となった理由に対応する措置を採っていることを確認しなければならない。この場合において、本人であることの確認は、必要に応じ規則第72条第2項各号に掲げる方法により行うものとし、登記名義人の氏名若しくは名称又は住所が登記記録と異なるとき

称又は住所が登記記録と異なるときは、氏名若しくは名称又は住所についての変更又は錯誤若しくは遺漏を証する書面の提出も求めるものとする。

5～9 (略)

(各種通知簿の記載)

第117条 各種通知簿には、法第23条第1項及び第2項、第67条第1項、第3項及び第4項、第71条第1項及び第3項並びに第157条第3項並びに規則第40条第2項及び第3項、第103条第3項、第119条第2項、第124条第8項(規則第120条第7項、第126条第3項、第134条第3項及び第145条第1項において準用する場合を含む。)、第159条第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)、第168条第5項(規則第170条第3項において準用する場合を含む。)、第183条第1項、第184条第1項並びに第185条第2項の通知事項、通知を受ける者及び通知を発する年月日を記載するものとする。

(審査請求の受理)

第141条 登記官は、法第156条の審査請求について、行政不服審査法(昭和37

は、氏名若しくは名称又は住所についての変更又は錯誤若しくは遺漏を証する書面の提出も求めるものとする。

5～9 (略)

(各種通知簿の記載)

第117条 各種通知簿には、法第23条第1項及び第2項、第67条第1項、第3項及び第4項、第71条第1項及び第3項並びに第129条第3項並びに規則第40条第2項及び第3項、第103条第3項、第119条第2項、第124条第8項(規則第120条第7項、第126条第3項、第134条第3項及び第145条第1項において準用する場合を含む。)、第159条第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)、第168条第5項(規則第170条第3項において準用する場合を含む。)、第183条第1項、第184条第1項並びに第185条第2項の通知事項、通知を受ける者及び通知を発する年月日を記載するものとする。

(審査請求の受理)

第141条 登記官は、法第128条の審査請求について、行政不服審査法(昭和37

年法律第160号)第9条第1項の規定に基づき審査請求書(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号)第3条及び法務省の所管する法令の規定に基づき行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則(平成15年法務省令第11号)第3条の規定により行われた審査請求の情報の内容を印刷した書面を含む。以下同じ。)を受け取ったときは、登記事務日記帳に所要の事項を記載し、当該審査請求書にその年月日及び日記番号を記載するものとする。

(相当の処分)

第142条 登記官は、法第157条第1項の規定により相当の処分をしようとする場合には、事案の簡単なものを除き、当該登記官を監督する法務局又は地方法務局長に内議するものとする。この場合には、審査請求書の写しのほか、審査請求に係る登記申請却下の決定書の写し、登記事項証明書、申請書の写しその他相当の処分の可否を審査するに必要な関係書類を併せて送付するものとする。

2～5 (略)

(審査請求事件の送付)

年法律第160号)第9条第1項の規定に基づき審査請求書(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号)第3条及び法務省の所管する法令の規定に基づき行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則(平成15年法務省令第11号)第3条の規定により行われた審査請求の情報の内容を印刷した書面を含む。以下同じ。)を受け取ったときは、登記事務日記帳に所要の事項を記載し、当該審査請求書にその年月日及び日記番号を記載するものとする。

(相当の処分)

第142条 登記官は、法第129条第1項の規定により相当の処分をしようとする場合には、事案の簡単なものを除き、当該登記官を監督する法務局又は地方法務局長に内議するものとする。この場合には、審査請求書の写しのほか、審査請求に係る登記申請却下の決定書の写し、登記事項証明書、申請書の写しその他相当の処分の可否を審査するに必要な関係書類を併せて送付するものとする。

2～5 (略)

(審査請求事件の送付)

第143条 法第157条第2項の規定による審査請求事件の送付は、別記第102号様式による送付書に意見を付してするものとする。

2・3 (略)

第143条 法第129条第2項の規定による審査請求事件の送付は、別記第102号様式による送付書に意見を付してするものとする。

2・3 (略)

平成17年12月26日

法務局民事行政部長 殿

地方法務局長 殿

法務省民事局民事第二課長

筆界特定の申請における対象土地の価額の算定事務の取扱いについて(通知)
不動産登記法等の一部を改正する法律(平成17年法律第29号)による改正後の不動産登記法(平成16年法律第123号)第131条第1項の規定による筆界特定の申請についての手数料は、対象土地(同法第123条第3号の対象土地をいう。以下同じ。)の価額として法務省令で定める方法により算定される額の合計額の2分の1に相当する額に、法務省令で定める割合を乗じて得た額を基礎として算出することとされ(不動産登記法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(平成17年政令第337号)による改正後の登記手数料令(昭和24年政令第140号)第4条の3第1項)、対象土地の価額は、地方税法(昭和25年法律第226号)第341条第9号に掲げる固定資産課税台帳に登録された価格(以下「台帳価格」という。)に基づいて算定することとされました(筆界特定申請手数料規則(平成17年法務省令第105号)第1条第1項)。

これに伴い、筆界特定の申請の手数料の算定のために必要が生じた場合において、対象土地の所在地を管轄する登記所の登記官から市町村長に対し個別に台帳価格の通知の依頼をするときは、下記のとおり取扱いによるものとし、この旨貴管下登記官に周知方よろしくお取り計らい願います。

なお、このことについては、総務省自治税務局固定資産税課長から各道府県総務部長及び東京都総務・主税局長に別添のとおり通知されていますので、申し添えます。

記

- 1 登記官は、別記様式の固定資産評価証明交付依頼書の所定の箇所に押印して、直接、市町村長に対し、固定資産評価証明書の交付を依頼すること。
- 2 筆界特定の申請人に対し固定資産評価証明交付依頼書を交付し、市町村に持参させる取扱いは認められないので留意すること。

固定資産評価証明交付依頼書

市区町村長 殿

手続番号	対象土地の所在地	法務局 地方法務局			平成 年 第 号	備考
		地番	地積	所有者		
			m ²			
			m ²			
			m ²			
			m ²			
			m ²			
摘 要 上記筆界特定の手続の申請手数料を算出するため						

上記土地の評価証明書を交付願います。
平成 年 月 日

法務局
地方法務局

支局
出張所

登記官 印

総税固第105号
平成17年12月26日

各道府県総務部長 }
東京都総務・主税局長 } 殿
(固定資産税担当課扱い)

総務省自治税務局固定資産税課長

不動産登記法改正における筆界特定制度の創設に伴う
登記所からの通知請求の取扱いについて

不動産登記法等の一部を改正する法律(平成17年法律第29号)、不動産登記法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(平成17年政令第337号)、不動産登記法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備に関する省令(平成17年法務省令第106号)等が公布され、平成18年1月20日から施行されます。

この改正において、筆界特定制度が創設され、筆界特定を申請した者に対する手数料が対象土地の価額を基礎として算出されることとされ、その価額は固定資産課税台帳に登録された価格に基づいて算定されることとなりました。

これに伴い、今後、登記所より、その手数料算定のために、所定の様式(別添の法務省民事局民事第二課長通知参照)に登記官が押印のうえ、直接市町村長に対して固定資産評価証明書(別添)の交付依頼がなされますので、速やかに評価証明書を交付されますようお願いいたします。

また、貴都道府県内の市町村に対してもこの旨ご連絡願います。

なお、このことについては、法務省民事局民事第二課長から法務局民事行政部長及び地方法務局長に別添のとおり通知されていますので、申し添えます。